

《平成20年度予算決定》・・・基本方針は可能な限り収入の確保と支出の抑制

平成20年2月15日に開催された第139回組合会において、平成20年度の事業運営方針及び収入支出予算が承認され、決定いたしました。一般勘定の収入支出予算27億1,725万円（被保険者一人当たり578,139円）、介護勘定の収入支出予算2億2,786万円（保険料徴収被保険者一人当たり75,953円）となりました。尚、保険料率は一般健康保険料率67/1,000、介護保険料率10/1,000と平成19年度から、据え置きとなりました。

事業運営方針

◎健保組合運営の取り組みとして、①公法人としての自覚と責任を踏まえた公正・適正・円滑な事業運営 ②事業主、被保険者との相互理解と協調による円滑な事業運営 ③財政健全化に向け、一層の経費節減と費用対効果を踏まえた効果的な事業運営を行う。

◎平成20年度の主要活動は、新高齢者医療制度及び特定健診・保健指導義務化等への対応である。これらの課題に対応するためには母体等と連携・協力して多岐にわたる活動への取組みが必要であり、下記方針と施策をもとに円滑な事業運営を進めたい

以上を基本的な考えとして、下記方針で施策を推進する。

1. 健全財政化の推進

(1) 一般及び介護保険料率を中長期的視点に立ち、別途積立金の活用を前提に総合的に検討

(2) レプト点検の強化による不適切な医療費支払い防止

(3) 法定準備金、別途積立金の安全かつ効果的な資産運用

2. 保健事業の重点化と効率的推進

(1) 特定健診・特定保健指導（40歳～74歳の加入者を対象）の体制作りを推進し、これまでの定期健診を発展的に取込む

(2) 「生活習慣病の一次予防と気付き」をテーマとして、35歳被保険者を対象とする健康づくりセミナー（愛称：LIS21）の実施

(3) 歯科検診を継続実施し、要指導者への重点指導活動（愛称：ALOHA II）の推進及びその受診率向上

(4) 婦人科癌検診は30歳以上希望者を対象とし、例年どおり定期健康診断と一緒に実施。尚、乳癌検診の精度向上のため平成19年度に引続きマンモグラフィを実施

3. コンプライアンスの徹底とレベルアップ

(1) 被扶養者認定の検認作業の実施（7月頃）

(2) 情報の適時、適切な情報提供と開示の徹底

(3) 組合会、理事会の適正かつ円滑な運営

4. 事務処理体制の強化と業務の効率化

(1) 総選挙の確実な実施（7月）

(2) レプト情報システムの導入等による事務局業務の効率性向上

予算編成方針

◎一般健康保険、介護保険は相互に独立の会計ながら事業主、被保険者では負担としてトータル視することから、総合的に検討する。料率改定が全体を左右する為昨年同様、介護保険、一般保険の順で検討策定を進める。料率検討に際しては継続的な収支バランスを考える趣旨から、今後3年間の収入及び保険給付費等の支出動向を想定し、別途積立金の活用を織り込み、試算する。

1. 介護勘定

(1) 介護給付金は減少（平成19年度比約22百万円減）

(2) 徴収対象者が減少のため若干収入減となる。

(3) 介護保険準備金は平成19年度末で約60百万円弱の見込み（約3ヶ月分支出相当）

(4) 料率を10%にて据え置く（ここ2～3年はアップ幅0.6%にて推移：17年度8.8%→18年度9.4%→19年度10%）

2. 一般勘定

(1) 拠出金関係の合計は、平成19年度比約47百万円の増加。

(2) 別途積立金残高は、平成19年度末で約16億円の見込み（約7.9ヶ月分支出相当）

(3) 事業主、被保険者の負担割合は据え置く。

(4) 事業体における定年退職者再雇用制度（平成18年4月導入）が2年目を迎える。

(5) 介護保険料の据え置きに呼応した形で、一般健康保険料も67%にて据え置く。

(6) 保健事業費では「平成20年4月からの特定健診及び特定保健指導の義務化」への対応に必要な諸準備及び体制作りを念頭に、優先的に予算化する。従来の健康増進法、健康日本21計画、保健事業等指針、健康診査等指針の各趣旨に則る生活習慣病一次予防のための健診、健康づくり両事業は上記（特定健診・保健指導の義務化）との整合性を図りつつ実施する。

(7) 予備費は、平成19年度水準を参考にして確保する。

平成20年度収入支出予算（一般勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成20年3月～平成21年2月平均＞

平均標準報酬月額 417,000円	全被保険者一人当たりの標準賞与額 1,664千円	
被保険者数 4,700人	総標準賞与額（年間合計） 7,820,000千円	
平均年齢 44.59歳	被扶養者数 5,624人	扶養率 1.18人
前期高齢者数 105人	前期高齢者加入率 0.982870%	保険料率 67/1,000

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
健康保険料	2,075,219	事務費	70,296
国庫負担金	1,113	保険給付費	1,127,295
徴収金	1	拠出金	1,183,012
国庫補助金	5,698	保健事業費	227,060
特定健診等事業収入	25,200	還付金	110
雑収入	124,953	連合会費	1,500
		雑支出	500
小計（経常収入） 2,232,183		小計（経常支出） 2,609,763	
調整保険料収入	37,479	財政調整事業拠出金	37,479
別途積立金繰入	410,587	予備費	70,000
財政調整事業交付金	37,000		
不用財産等売払代	2		
収入合計 2,717,252		支出合計 2,717,252	

平成20年度収入支出予算（介護勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成20年3月～平成21年2月平均＞

平均標準報酬月額 475,000円（対象者＝40歳以上65歳未満の被保険者）	
保険料徴収者一人当たりの標準賞与額 1,933千円	総標準賞与額（年間合計） 5,800,000千円
第2号被保険者数（介護保険対象者） 4,741人	保険料率 10/1,000
（うち保険料徴収者） 3,000人	

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
介護保険料	227,856	介護納付金	207,090
雑収入	4	介護保険料還付金	100
		積立金（準備金繰入）	20,670
収入合計 227,860		支出合計 227,860	

平成20年度保健事業計画

◆特定健康診査・特定保健指導事業

平成20年度から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、新たに40歳～74歳の被保険者と被扶養者を対象に、メタリックシフトロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施することになりました。この特定健診・特定保健指導の円滑な導入の為、平成20年度は基盤整備の期間と位置づけ、情報把握及び施策展開の具体化を母体等と共同して実施します。

◆保健指導宣伝事業

健康カレンダー、医療費のお知らせ等の配布、旬刊健康管理情報紙「健康のひろば」の掲示等、健康に関する理解促進のための啓発活動を行います。また、健康管理推進委員会や全国健保窓口担当者・看護職打合会の開催により、各事業所と協力して保健指導の立案推進を行います。特に、「健康増進法」及び「健康日本21」に関する情報提供を実施します。保険給付への理解促進と医療費適正化への啓発活動を行います。各事業所では、衛生講話、体力測定、健康づくり指導や、健康PR紙の配布等により保健衛生普及活動を行います。

◆疾病予防事業

○ドック健診・家族健診

被保険者や家族皆様の健康管理のために、健康管理室との連携により、40歳以上の被保険者を対象にドック健診、30歳以上の希望者に対する婦人科健診及び35歳以上75歳未満の家族健診（被扶養者と任意継続被保険者を対象）を実施します。なお、乳癌検診の精度向上の為、昨年に引き続きマンモグラフィーを実施します。

○歯科検診

平成20年度もライオン歯科予防プログラム（愛称 ALOHAⅡ：All Lion Oral Health ActivityⅡ）で被保険者を対象に実施します。歯科検診を定期健康診断の一項目に位置付け、口腔内診査、必要に応じて予防処置対象者に歯石除去等を実施するとともに、歯周病予防に繋がる自己管理能力の向上を目指して情報提供します。

○老人健康相談活動

昨年に引き続き共同介護教室への参加を実施します。

○健康づくりセミナー

35歳到達被保険者を対象に「生活習慣病一次予防への気付き」を徹底するライオン健康づくりセミナー（愛称 LIS21：Lion Life Innovation Seminar21）を1泊2日で実施します。参加者は120人予定。平成20年度は8年目の実施となります。フォロー施策として事業体保健師による面談を実施し、受講後の状況把握と継続指導を行ないます。

◆体育奨励事業

各事業所の文体サークル、労働組合及び事業所等の協力を得て、運動会、ハイキング、スキー、ソフトボール、卓球、テニス、ボーリング、縄飛び大会、ウォークラリー、ヨガ体操等の多彩な体育行事に助成し、健康づくりを推進します。

(組合規約公告)

【組合規約一部変更のお知らせ】

1. ライオン健康保険組合変更認可書（平成 19 年 10 月 19 日関厚発第 1019009 号）
認可に基づき、組合規約の一部を次のように変更する。

(設立事業所の名称及び所在地)

第 4 条中の「株式会社スマイルライン 千葉県船橋市」を削る。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第 9 条中の「第 1 区 株式会社スマイルライン」を削る。

2. 「診療所名称変更及び住所変更」に伴う組合規約一部変更

(一部負担金の特例)

第 53 条中の「ライオン株式会社仙台オフィス」を削る。

3. 「予備費の費途変更」に伴う組合規約一部変更

(予備費の費途)

第 47 条中

「(2)拠出金」を「(2)納付金」に改める。

4. ライオン健康保険組合変更認可書（平成 20 年 2 月 27 日関厚発第 0227016 号）
認可に基づき、組合規約の一部を次のように変更する。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 49 条中

「準備金以外の積立金は、前条 1 号から 12 号までの方法により保有しなければならない。」

を、

「準備金以外の積立金は、前条 1 号から 11 号までの方法により保有しなければならない。」に改める。

【平成20年4月健康保険法改正のポイント】

（新たな高齢者医療制度が始まります）

● 後期高齢者医療制度

75歳以上（寝たきりの方は65歳以上）を対象に独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」が新設されました。これまで当健康保険組合の被保険者・被扶養者だった方も、75歳以上の方はすべて「後期高齢者医療制度」へ移行することになります。

（75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度の被保険者になります）

なお、制度の運営は、都道府県ごとに区域内のすべての市区町村が加入して設立された「後期高齢者医療広域連合」が、運営主体となり、保険料の決定や医療給付などを行います。また、各市区町村は保険料の徴収や窓口業務を行います。

● 前期高齢者医療制度

65歳～74歳の方の医療費について、国民健康保険と被用者保険（健康保険組合等）でそれぞれの加入者数に応じて財政調整する仕組みです。65歳～69歳の方にとっては従来と変わりませんが、70歳～74歳の方については、平成20年4月から自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、1年間凍結となりました。

● 特定保険料率の創設

高齢者医療制度の実施に関連して、一般保険料について、加入者に対する医療給付・保健事業等に充てる「基本保険料」と、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等に充てる「特定保険料」に分割・整理されます。

（乳幼児の「自己負担2割」が小学校就学前まで延長されます）

- 乳幼児の医療費自己負担2割の対象が、現行の「3歳未満」から平成20年4月より、「小学校就学前」までに拡大されます。

（療養病床入院時の食費・居住費が65歳～69歳からも徴収されます）

- 療養病床に入院する70歳以上の方は、食費・居住費等の入院時生活療養費を負担することになっていますが、平成20年4月からは65歳以上の方も負担することになります。

（高額医療費と高額介護の合算制度が創設されます）

- 医療保険および介護保険の自己負担が高額になった場合、合算して限度額が定められ、申請することにより負担額が軽減されます。なお、手続きは、平成21年度以降となります。

（新たな特定健診・特定保健指導が始まります）

- 特定健診は、40歳～74歳のすべての方に受診していただくものです。健診を受診した後は、健診結果と問診結果に基づいて生活習慣改善の必要性が高い人（積極的支援）、中程度の人（動機づけ支援）それぞれのレベルに応じた保健指導を行います。また、設定した目標達成状況や改善の変化がみられたか等の評価もなされます。

ライオン健康保険組合からのお願い

●「被扶養者(家族)の検認」についてのお願い

卒業、就職、出産、結婚、死亡等で被扶養者であるご家族に異動があったときは、すみやかに「被扶養者異動届」と「被保険者証」を健保組合へ提出してください。

検認は、厚生労働省の指示（平成16年10月29日通達）により、毎年、被扶養者の確認を行うものです。

本年度は、平成20年7月頃に被扶養者(家族)全員の確認を予定しております。

<検認について>

収入がある場合や年齢などに応じて、必要な関係書類の添付が必要となりますので、お手数をおかけ致しますが、ご協力下さいますよう宜しくお願い致します。

尚、次の①から④に該当した場合は、扶養からはずれますので、事業主を通して「被扶養者喪失届」を健保組合へ提出してください。また、結婚などにより氏名が変わられた場合は、事業主を通して「氏名変更届」を5日以内に届出して下さい。

①就職し、就職先の健康保険に加入したとき

②パートやアルバイト、年金等の年間収入が、60歳未満の方は130万円以上（障害年金受給の方は180万円以上）、60歳以上の方は180万円以上ある、または見込まれるとき

③結婚や離婚などで、他の家族の被扶養者になったとき

④75歳（一定の障害のある方は65歳）になったとき⇒後期高齢者医療制度に加入します

●被保険者証の扱いは大切にしましょう。

被保険者証は、皆さんが健康保険に加入していることを示す身分証明書です。医療機関では、被保険者証によって皆さんが健康保険の加入者であることを確認しており、医療のサポートの役割を果たしています。

逆をいえば、万が一紛失した場合、他人が身分証明書として悪用し、借金をするなどのトラブルが起きる恐れもあります。被保険者証は、クレジットカードのように使用を差し止めることができませんので、取り扱いには十分ご注意ください。万一、被保険者証をなくしたら、すみやかに、最寄の警察（交番）・健保組合に連絡して下さい。健保組合では「被保険者証再交付申請書」の提出を受けて再発行します。再発行までには、約2週間かかります。

●【議員変更のお知らせ】

健保役職	所属事業所	新任	退任
選定監事	ライオン(株) (監査室)	吉弘 実	金田 洋介
互選理事	ライオン(株) (平井・企画管理部)	岡野 知道	柴崎 顕一郎
選定理事	ライオン(株) (人事部)	川端 康嗣	太田 修一
互選議員	ライオンパッケージング(株)	中澤 篤司	鈴木 寛

●【事務局メンバー】

平成20年3月現在の健保組合の事務局は下記の4名です。どうぞ宜しくお願い致します。

鈴木 隆久 (事務長) ・ 城 高史 (書記)

佐原 廣司 (書記) ・ 野村 ゆり子 (書記)

ライオン健康保険組合 ☎ 03-3621-6171